

## 令和4年度診療報酬改定に係る疑義解釈その1（医科分野として発出されたもの）

3月31日に厚生労働省から、令和4年度診療報酬改定に係る疑義解釈（その1）が発出されました。医科分野として発出されたもののうち、歯科に関連しそうなものを抜粋して掲載しておりますのでご確認ください。

### 医科診療報酬点数表関係

#### 【電子的保健医療情報活用加算】

問 34 区分番号「A000」初診料の注14等に規定する電子的保健医療情報活用加算の施設基準において、「電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること」とあるが、光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っている場合であっても、当該基準を満たすか。

（答）光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っている場合は、当該基準を満たさない。

#### 【連携強化診療情報提供料】

問 166 区分番号「B011」連携強化診療情報提供料について、「当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ」とあるが、他の保険医療機関からの求めについては、必ず文書で得る必要があるか。

（答）必ずしも文書で得る必要はないが、他の保険医療機関からの求めがあったことを診療録に記載すること（文書で得た場合は当該文書を診療録に添付することで差し支えない）。

#### 【リフィル処方】

問 254 処方箋の交付について、リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品を処方する場合には、処方箋を分ける必要があるか。

（答）処方箋を分ける必要がある。

問 254 処方箋の交付について、リフィル処方により2種類以上の医薬品を投薬する場合であって、それぞれの医薬品に係るリフィル処方箋の1回の使用による投薬期間が異なる場合又はリフィル処方箋の使用回数の上限が異なる場合は、医薬品ごとに処方箋を分ける必要があるか。

（答）処方箋を分ける必要がある。